

仕様書

本仕様書は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を遵守し、沖縄県立北部病院（以下「甲」という。）が排出する廃棄物について、受託者（以下「乙」という。）が適正な管理を行い、円滑に収集・運搬業務を実施することを目的とする。

1. 業務名

一般廃棄物の収集・運搬業務

2. 履行場所

沖縄県立北部病院(沖縄県名護市大中二丁目 12 番3号)

3. 収集・運搬日

- (1) 収集・運搬日は原則月曜日から日曜日までの週 7 回とする。
- (2) 年末年始等特別の事情がある場合は、甲の担当者と協議した上で、収集運搬日を決定すること。

4. 搬入場所

名護市環境センター及び名護市一般廃棄物最終処分場

5. 収集場所及び収集方法について

- (1) 収集場所は甲の一般廃棄物保管庫及び甲が指定した場所とし、専用収集車により収集、搬出すること。
- (2) 収集運搬車両は、廃棄物自体や廃棄物から生じる汚水等が飛散しない構造を有するものを使用すること。
- (3) 収集運搬車両の病院構内乗り入れについては、事故防止に留意するとともに、乗り入れ経路については甲の指示に従うこと。
- (4) 搬入場所への搬入に係るすべての規制を遵守すること。
- (5) 収集の際、取り残しのないよう完全に処理すること。
- (6) 病院施設の運用に支障のないようにすること。
- (7) 乙は、病院という施設特性を十分に理解し、業務施行に伴う悪臭、騒音又は振動などを出来る限り防止するための必要な処置を講じること。

6. 廃棄物の種類

- (1)燃える廃棄物
- (2)燃えない廃棄物
- (3)資源ごみ
- (4)生ゴミ（残渣・残菜）

7. 現地調査

入札に参加する事業者は、事前に下記連絡先に現場調査希望日時等を電話連絡し、担当者と日程調整等を行ったうえで、現地調査を行うこと。尚、確認時間は30分程度、人数は2人までとする。

期間：公告の日から令和7年3月17日（月）午前10時まで

場所：沖縄県立北部病院 一般廃棄物倉庫

担当：沖縄県立北部病院 総務課

連絡先：TEL0980-52-2719

8. その他

- (1)運搬車両の事故（車検、故障等）により、運搬業務に支障をきたしてはならない。
- (2)甲が排出する廃棄物量を確認する際に、乙は必要な協力をわなければならない。
- (3)本仕様書に定めのない事項、又は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、甲と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- (4)本業務に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。